

法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(阪神・淡路大震災の教訓から制定)

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針※に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

※ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針【平成18年国交省告示第184号】

→ 改正予定の内容を含む

計画の目的

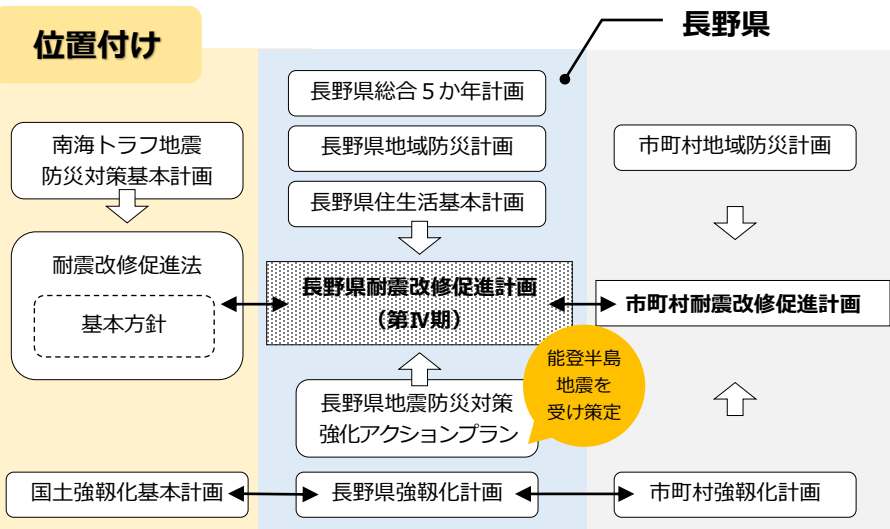
既存建築物の耐震化を促進することにより、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ること

計画期間

2026年度～2030年度（5年間）

今年度策定予定

位置付け



計画に定める事項

耐震改修促進法第5条第2項

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 啓発及び知識の普及に関する事項
- 勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第Ⅳ期の基本的な考え方



第Ⅳ期計画から追加

- ✓ 南海トラフ地震地震防災対策推進基本計画の見直しの反映
- ✓ 長野県地震防災対策強化アクションプランの基本目標である「『地震災害死ゼロ』に挑戦」を踏まえた住宅耐震化の促進
- ✓ 高齢者世帯が居住する住宅耐震化の促進

第Ⅲ期計画から継続

- ✓ 県と市町村が連携し耐震化の促進に取り組む
- ✓ 建築関係団体と連携し耐震化啓発と支援取組強化
- ✓ 建築物の用途・規模に応じた優先順位をつけた耐震化の促進



長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）の概要

現計画（2021年度～2025年度） ※策定 2020年度（2021年3月）

◇概 要

■計画目的

甚大な被害の発生が予想される地震から県民の生命や財産を守る
（根拠：建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条）

■計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

■基本的な考え方

- 長野県北部地震、中部地震及び神城断層地震等の教訓を踏まえ、県民の生活基盤である住宅の耐震化を促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組む
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と耐震化支援の取組み強化



H26.11月 神城断層地震

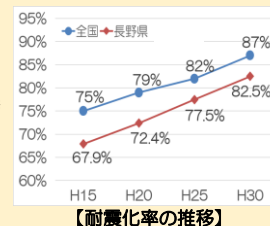
■第Ⅲ期計画のポイント

- 住宅については、耐震改修に加えて、建替えや住替えの促進を図ると共に、アクションプログラム※1による取組みを強化し、耐震化を加速する。
- 要緊急安全確認大規模建築物※3について、重点的に耐震化を促進する。
- 災害時に避難先として利用されるホテル・旅館等の耐震化を促進する。

■耐震化の現状

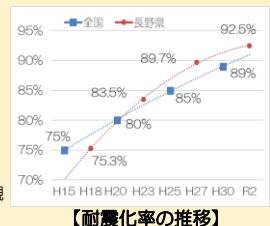
【住宅】

- H15から14.6%上昇（全国12%上昇）
- 耐震性が不足する住宅は約14万戸



【多数の者が利用する建築物】

- 全国より高い進捗
公共：98.3%
民間：87.9%
- 学校等 99.5%
- 災害拠点病院等 100%
- 要緊急安全確認大規模建築物 81.5%



◇目標と主な取組み

住 宅

R7目標 **92%**（現計画 90%）



【耐震化促進に向けた取組み】

- アクションプログラム※1による耐震化の加速
 - ・策定の支援と取組みの普及（創設済37市町村）
 - ・所有者に対しダイレクトメール、個別訪問等実施
- 建替え、住替えによる耐震化の加速
 - ・現地建替えの補助制度の普及（創設済34市町村）
 - ・良質な空き家、高齢者向け住宅への住替えによる促進

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 耐震性能の劣る住宅の、耐震改修、建替えの支援
- 古民家の外観を活かした耐震補強設計への支援

【耐震化を促進するための環境整備】

- 安価な耐震改修工法等の普及、技術者の育成
- 一定の知識を習得した改修事業者リストの公表

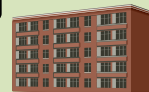
※1 アクションプログラム

住宅の耐震化加速に向けた具体的な行動計画。市町村が策定。策定により国の支援制度の拡充が受けられる

多数の者が利用する建築物※2

R7目標 **95%**（現計画 95%）

※要緊急安全確認大規模建築物※3 **100%**



【耐震化促進に向けた取組み】

- 規模に応じた重点的な取組み
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進
- 用途に応じた重点的な取組み
 - ・避難先として活用されるホテル・旅館等の耐震化促進
 - ・負傷者の救急医療対応を行う病院の耐震化促進
- 市町村、関係部局と連携した所有者等への働きかけ
 - ・個別訪問等の実施
 - ・相談支援体制の構築

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 要緊急安全確認大規模建築物及び避難所の耐震改修支援

※2 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法14条1号）

階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上 ほか

※3 大規模建築物で耐震診断義務あり（H29.2月診断結果公表済）

階数3以上かつ延べ面積5,000㎡以上 ほか

緊急輸送道路沿道建築物

- 代替路線の整備計画を踏まえ、義務化路線の指定について協議継続（※現在候補路線該当なし）
- 引続き、耐震診断補助等による耐震化の啓発

公共建築物（県有施設）

- 災害拠点施設等の割増補強と機能強化 19棟
- 災害拠点以外の中規模施設等の耐震化 5棟

〔あり方検討中 4棟
設計着手済 19棟
工事着手済 1棟 計24棟〕

その他

- ブロック塀等の転倒防止対策
- 非構造部材（天井、外壁等）の耐震対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- 建築設備の耐震対策
- 宅地の耐震化

第Ⅲ期の取組結果（住宅）

■2023年（令和5年）の住宅耐震化率

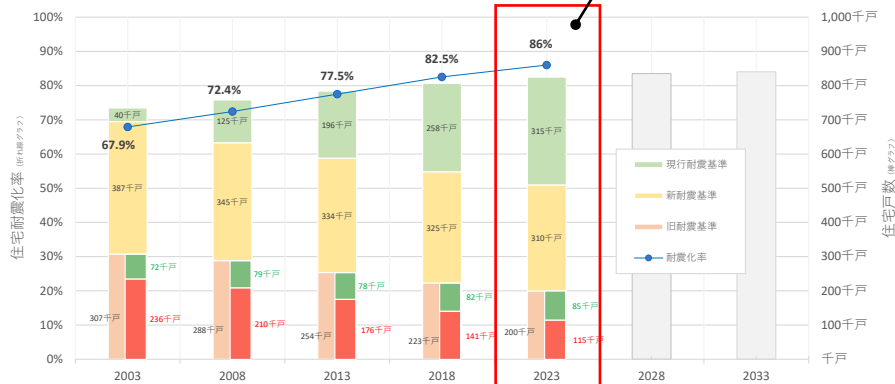
令和5年住宅・土地統計調査の結果を用いて住宅の耐震化率を算定
【住宅・土地統計調査】

5年毎に総務省統計局が行う住宅・土地統計調査

	2013 (H25)	2018 (H30)	2023 (R5)
長野県	77.5 %	82.5 %	約 86 %
全国	約 82 %	約 87 %	約 90 %

■長野県の住宅耐震化率の推移

今回の推計



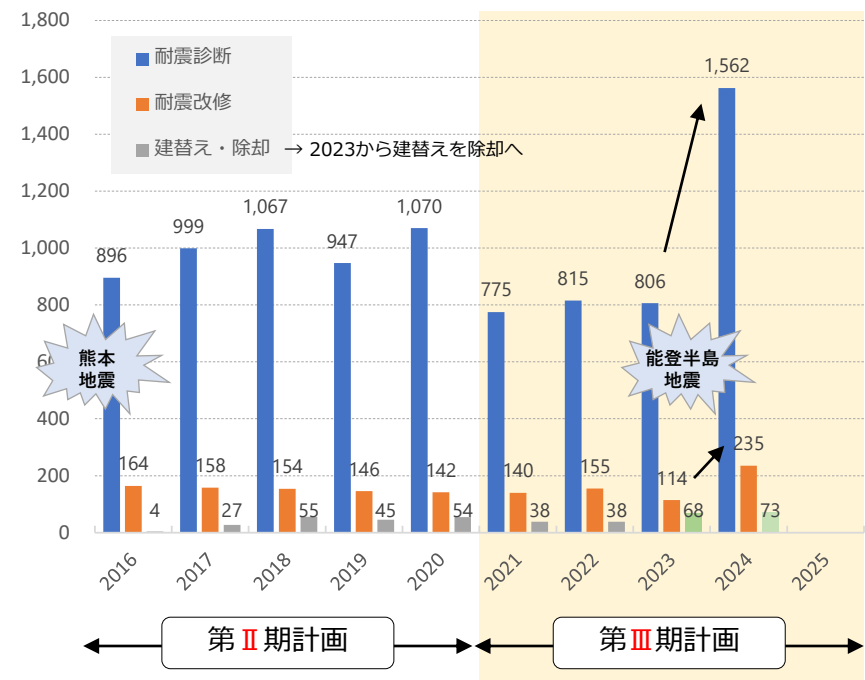
《参考》R5の耐震化率を公表している都道府県

香川県（86 %）、新潟県（87 %）、沖縄県（93 %）
大分県（88 %）、愛知県（92 %）、京都府（90 %）

■取組の成果

- アクションプログラムによる耐震化の加速 2024年度末
策定の支援と取組みの普及【創設済 37 市町村 → 71 市町村】
- 建替え、住替えによる耐震化の加速 2024年度末
建替え（除却）補助制度の創設【創設済 34 市町村 → 45 市町村】

■支援策（住宅・建築物耐震改修総合支援事業）の成果



能登半島地震を受け

- 集中的な情報発信を実施（2024～）
- 住宅の耐震改修に県独自に上乗せ補助を実施（2024～）

第Ⅲ期の取組結果（多数の者が利用する建築物）

■耐震化の状況

現在市町村へ照会調査中のため第Ⅲ期
計画策定時の数値が記載されています。

【多数の者が利用する建築物】棟数 7,299 棟 2020.1.31

耐震化率 92.5 %

内 公共建築物 98.3 %

民間建築物 87.9 %

多数の者が利用する建築物 等

旧耐震基準建築物

新耐震基準建築物

要緊急安全確認大規模建築物

※旧耐震基準の中で
規模の大きいもの

【要緊急安全確認大規模建築物】

耐震化進捗率※ 91.8 % (89 棟 / 97 棟) 2024年度末

※耐震診断の結果公表時（2017.2）の建築物の耐震化が何棟完了したかを示す

用途	診断結果 公表【2017.2】	改修が 必要な棟数	耐震性確認済 【改修又は除却】
小学校、病院（ほか）	67	0	67
物販店舗	9	1	8
ホテル・旅館	13	5	8
駐車場等	6	1	5
老人ホーム	2	1	1
合計	97	8	89

■取組、支援策の成果

- 支援制度の創設による耐震化支援 2024年度末
耐震診断の補助制度創設 【創設済 17 市町村 → 18 市町村】
- 多数の者が利用する建築物の支援制度の活用 2024年度末
第Ⅲ期中 4 件（2024：2件、2023：1件、2021：1件）

第Ⅲ期の取組結果（緊急輸送道路沿道建築物）

- 代替路線等を踏まえながら継続協議
- 耐震診断補助等による耐震化普及啓発



耐震診断努力
義務路線
※R6見直し前

第Ⅲ期の取組結果（県有施設）

第二期県有施設耐震化整備プログラムの終了（～2021年度）

- 災害拠点施設等の割増補強と機能強化 残り4棟（あり方検討中）
- 災害拠点以外の中規模施設等の耐震化 5棟完了（全て完了）

プログラム	達成率	対象施設・ 耐震対策概要	対象数 （棟数）	完了数 （棟数）
第一期 （2007～2015）	100 %	災害拠点施設、多数の者が 利用する建築物の耐震化、 割増し補強	1,233	1,233
第二期 （2016～2021）	99 %	防災上重要庁舎割増し補強	61	57
		吊り天井の耐震化	51	51
		中規模施設の耐震化	173	173



ホクト文化ホール天井改修

木曽合庁

第Ⅳ期計画への検討事項（案）

■ 住宅



目標に係る事項

- 目標値（第Ⅲ期計画 2025：92%）

国の動き

- 基本方針・国土強靱化計画における目標の先送り
耐震性の不十分な住宅を概ね解消（2030 → 2035）
耐震化率 95%（2025 → 2030）

- 2000年基準で建築された木造住宅の耐震化目標

国の動き

- 新耐震基準以降の木造住宅の耐震性能検証の普及啓発

- 中山間地域の町村（耐震化率の低い地域）における耐震化目標

施策に係る事項

- 耐震改修と併せた提案

- 省エネ改修・バリアフリー改修と併せた制度拡充

- 所有者負担を減らす工夫

- リバースモーゲージ型住宅ローンの普及啓発
- 代理受領制度の活用促進
- 低コスト工法の普及啓発

- その他

- 古民家等の継承したい建築物の対策
- 新耐震基準以降の木造住宅の対策

■ 多数の者が利用する建築物



目標に係る事項

- 耐震化に係る目標値の設定（第Ⅲ期計画 2025：95%）

国の動き

- 基本方針から目標値を削除、診断義務付け建築物*のみの目標値を設定（2021.3）
- 要緊急安全確認大規模建築物*の耐震化目標の先送り
耐震性の不十分な建築物を概ね解消（2025 → 2030）

※ 対象建築物縮小（耐震診断義務付け → 要緊急安全確認大規模建築物）

県各種計画等の目標

- 子供たちが利用する学校等の耐震化率を設定
→ 長野県強靱化計画において100%（2025）

■ 緊急輸送道路沿道建築物

- 代替路線の整備計画を踏まえ、義務化路線の指定について
協議継続（※現在候補路線該当なし）

■ その他

- 命を守るための方策等

- 減災化という視点の追加
- 耐震シェルター、防災ベッドの導入の促進
- 地震保険加入、感震ブレーカー導入の促進

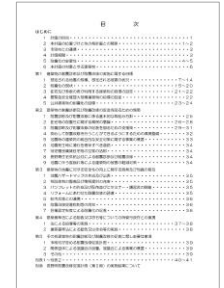
策定までのスケジュール

策定予定 2026年3月（今年度末）

- 住民、市町村、県関係課と調整
- 外部機関（専門家）の意見を反映

▼概要

本文▶



年	2025												2026		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
集計（目標値を定めた建築物）			住宅・多数の者が利用する建築物												
原案作成						概要・本文作成									
計画案精査											概要・本文精査				
庁内検討会議	住民、市町村、関係課意見反映														
市町村説明会								概要			本文				
パブコメ													住民意見反映		
住宅審議会	外部機関意見反映						結果				方向性			確定概要	
構造専門委員会								方向性							
議会報告	県内部報告等						状況説明		各種結果		方向性			確定概要	
部局長会議														報告	
公社同意、策定	法定手続き										公社調整			同意・策定	

※各種調整によりスケジュールに変更がある可能性があります